

タブレット端末の使用に関する同意事項

- 貸与物品は責任を持って管理し、貸与期間終了後は速やかに返却します。
- 貸与物品のメンテナンス、不正アクセス等のトラブルとの関連が疑われる場合その他管理運営・取扱にあたり必要な場合は、貸与物品を一時返却し、教育委員会の指示に従います。
- 貸与物品の使用に関し、以下の禁止事項を行いません。
 - (1) 貸与物品を第三者に使用させ、又は転貸すること。
 - (2) 貸与物品を売却、廃棄又は破損すること。
 - (3) 貸与物品を学習活動、その他学校長が定める用途以外に使用すること。
 - (4) 貸与物品を利用し、使用者以外の者に対して被害や悪影響を与えること。
 - (5) その他貸与物品の貸与の目的に反する行為を行うこと。
- 在籍校内又は在籍校が校外で行う教育活動において使用する場合以外のインターネット接続に係る通信料金や充電の際の電気代については、家庭で負担します。
※ 宿題をデータ送信で提出する、動画を閲覧せずに1時間程度の調べ学習を行うと想定した場合のデータ使用量は、月あたり3～5GB程度とのことです。teams等を使用した場合には、より多くのデータ使用量になります。
- 貸与物品について、紛失、盗難、破損、故障等の事由が生じた場合は、速やかに学校に申し出た上で、学校の指示に従います。